

使用時間

1. 基本使用9:00-20:00（11時間）：使用時間は、ご契約時に確定して頂きます。使用時間は、準備、後片づけ等一切の時間を含まず。
2. 時間外延長：20:00～22:00の延長使用の場合は、準備、設営、撤去に関わらず別に定める時間外延長料を申し受けます。但し時間外使用の場合は、事前に担当者の承認を得た場合に限りです。
3. 準備、設営、リハーサル、撤去で基本使用をご利用の場合、1開催につき2日までは、仕込日、撤去日料金と致します。

ご予約からご契約、お支払いまで

1. ご予約の際、催事の目的、内容等をお示しください。

【注】 催事の内容等によっては、ご使用をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

2. 仮押え期間（2週間）以内に、ご決定か否かのご返事を頂きます。
3. ご決定連絡後、2週間以内に当施設所定の申込書に必要事項をご記入、ご押印の上、来館または郵送にてご提出ください。申込書をご提出頂いた時点で契約成立となります。

【注】 契約成立後のキャンセルについては、下記に定めるキャンセル料を申し受けます。

（下記「キャンセルについて」の項をご参照ください）

申込書のご提出と同時に予約金（基本会場費の50%）を下記銀行口座に銀行振込でお支払い頂きます。

お支払い方法： 契約成立後、10日以内に予約金（基本会場費の50%）をお支払いください。

残金（基本会場費の50%）はご使用日の7日前までにお支払いください。

銀行口座： 振込銀行 みずほ銀行 恵比寿支店／口座 No .普通1320556／口座名義 YGPリアルエステート株式会社

4. 付帯設備料、時間外延長料等の諸費用につきましては、ご開催終了後1ヶ月以内に上記の銀行口座に振込にてご入金ください。
5. 振込手数料につきましては、振込者の負担とさせていただきます。
6. 本使用規則の各事項を遵守頂けない場合は、使用中であっても、ご使用をお断りする場合があります。

キャンセルについて

1. 契約成立以降のキャンセルについては、以下のキャンセル料を申し受けます。

- ・使用日の61日前までのキャンセル 基本会場費（消費税等込）の30%
- ・使用日の60日前から31日前までのキャンセル 基本会場費（消費税等込）の50%
- ・使用日の30日以内のキャンセル 基本会場費（消費税等込）の全額

（基本会場費とは契約時の会場費…本番・施工日の会場使用料の事をさします。）

※キャンセル時点で発生している実費等については、キャンセル料と別に頂戴致します。

使用制限

下記の事項に該当する場合は、ご使用の申し込みをお断りさせていただきます。

1. 公の秩序または善良な風俗を害する恐れがあると認められる場合。
2. 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合。
3. 来街者及び会場周辺に混乱、危険を及ぼす可能性がある場合。
4. 施設または設備を損傷する恐れがあると認められる場合。
5. その他施設の管理運営上、支障があると認められる場合。
6. 政治、宗教活動等に関係する場合。

反社会勢力の排除

1. 使用者は、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いただきます。
2. 使用者は、自己が反社会勢力ではないことに関する当施設による調査に協力し、当該調査に必要な情報を提供していただきます。また、当該調査のために使用者の情報（個人情報を含むがこれに限らない。）を第三者に提供することに、使用者は異議なく同意いただきます。
3. 使用者が、反社会勢力に属すると判断した場合、当施設は催告をすることなく、使用契約を取り消す事ができるものとします。
4. 2の規定により、使用契約を取り消した場合において、当施設はこれによる損害を賠償する責を負いません。
5. 2の規定により、使用契約を取り消した場合において、使用者は当施設に生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

契約成立後の取消

1. 契約成立後で次の事項に該当する場合は、使用者に対し使用承認の取り消しや施設使用中においてもご使用を停止させていただくことがあります。なお、下記の事由による使用の取り消し等の結果、使用者に損害が生じる場合があっても、当施設の所有者及び施設管理者は一切の責任を負いません。
 - ①使用申込書に偽りの記載があったとき。
 - ②天災地変、火災、テロ、その他の不可抗力によって、施設の使用が困難となったとき。
 - ③前記の「使用制限」の各項に該当すると認められたとき。
 - ④使用を承認された場所以外の場所で、作業や催物を行ったとき。
 - ⑤当施設の使用規則を遵守しなかったとき。
 - ⑥所定の期日までに、使用料金の支払いがされなかったとき。
 - ⑦使用の権利を第三者に譲渡または転貸したとき。
 - ⑧関係公官庁より中止命令が出たとき。
 - ⑨イベント参加者の意に反する署名活動、執拗な勧誘、キャッチセールス等の行為が含まれると認められるとき。
 - ⑩当施設使用後の原状回復が困難であると判断したとき。

2. 会場使用料の還付

既に支払われた会場使用料金は、前記②の事由により使用承認を取り消した場合にのみ、当社はその全額または一部を還付することがあります。

免責及び損害賠償

1. 天災地変、火災、テロ、その他の不可抗力によって、施設の使用が困難になった場合、既にお支払いいただいた会場使用料金の全額または一部を還付することがありますが、イベントの中止に伴う損害については、当施設は賠償の責を負いません。
2. 当施設は行政機関により帰宅困難者受入施設として指定されているため、状況に応じ、施設の使用を中止させていただく場合があります。この場合、既にお支払いいただいた会場使用料金の全額または一部を還付することがありますが、イベントの中止に伴う損害については、当施設は賠償の責を負いません。
3. 当施設または恵比寿ガーデンプレイスの都合により、当施設の使用中止を求めることがあります。この場合、既にお支払いいただいた会場使用料金は返金いたしますが、イベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設は賠償の責を負いません。
4. 当施設の機材、設備の故障等により、使用者が当施設を使用できない場合、既にお支払いいただいた会場使用料金は返金いたしますが、イベントの中止に伴う損害については、当施設の所有者及び施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設は賠償の責を負いません。
5. 当施設内外の建造物、設備、備品を使用者の責めに帰する事由により汚損、毀損、または紛失した場合、使用者はこれを現状に回復、または当施設が算定した現状の回復に要する費用の一切を賠償していただきます。
6. 他の使用者、恵比寿ガーデンプレイスの館内テナント、来館者等に対して、使用者の責めに帰する事由により損害を与えた場合は、相手方が被った損害を賠償していただきます。当施設の所有者及び施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、当施設は一切の責任を負いません。
7. 上記のほか、使用者が当規則に違反した場合は、損害を賠償していただきます。

禁止事項

1. 使用者は下記の行為をしてはならず、また、観客その他第三者にこれらを行わせてはなりません。
 - ①当施設及び近辺に危険物を持ち込むこと。
 - ②火気の使用及び無断で調理を行うこと。
 - ③指定の場所以外で飲食・喫煙すること。
 - ④当施設の承諾なく、当施設及び近辺で物品の販売、募金、チラシその他宣伝物の配布、掲示、撮影またはこれに類する行為を行うこと。
 - ⑤使用者がチケットを販売する場合、反社会勢力及びかその関係者にチケットを販売すること。
 - ⑥反社会勢力及びかその関係者を当施設に入場させること。
 - ⑦ゴミを投棄するなど、当施設及び近辺を不衛生な状態にすること。
 - ⑧騒音、振動、異臭を発生するなど当施設及び近辺に迷惑となる行為をすること。
 - ⑨壁、床、付帯設備その他当施設において、落書き、損傷及び破壊等これらを汚損する行為をすること。
 - ⑩建物、付帯設備へ原状回復困難な行為（釘打ち、ガムテープ貼り等）をすること。
 - ⑪暴力行為、無謀行為など自己及び他人に危険を生じさせる行為をすること。
 - ⑫過剰な音量を発生するなど心身の健康に支障を来す演出、または博打、宝くじの販売など社会通念を逸脱する企画を行うこと。
 - ⑬その他、当施設の維持または保全のために禁止した事項を行うこと。

使用前の打ち合わせ

1. ご使用日の15日前までに、スケジュール、プログラム、会場設営、設備等について、担当者と詳細について打ち合わせを行ってください。
2. 音響、照明、映像については、あらかじめ各担当者と打ち合わせのうえ、ご使用期間中現場立会者の指示のもとに作業を行ってください。
3. ご使用の際、会場内の施工がある場合、あらかじめ各担当者と打ち合わせ後、施工図面、仕込図、電気図面等を提出してください。
4. 催事の内容によっては、ご使用をお断りする場合もありますので、事前打ち合わせ、下見等は、担当者と綿密に行ってください。
5. 機材等の持ち込みについては、別に定める持ち込み料を申し受けます。
6. 特別に、清掃や警備等が必要な場合は、あらかじめ各担当者と打ち合わせ下さい。

関係諸官庁への届出

1. 会場使用のお打ち合わせが済みましたら、必要に応じて下記届出を所定の官庁へご提出ください。

(届出書のコピーを一部ご提出願います。)

- ・ 禁止行為解除申請書(2通) 7日前/渋谷消防署 TEL:03-3464-0119
- ・ 飲食が伴うイベントを開催する場合(1通) /渋谷区保健所 TEL : 03-3463-1211
- ・ 音楽著作権使用の場合(1通) /社団法人日本音楽著作権協会 TEL:03-3481-2121 (代表)

その他特殊な場合や入場者の会場内外での安全をはかるため必要と思われる場合には、最寄りの警察署にも事前に内容を連絡し協力を依頼するようお願い致します。

その他の注意事項

1. 周辺住民への配慮から、会場使用の際に発生する音量には規制がございます。現場立会者の指示に従って下さい。
2. 諸道具類の搬入、搬出は、養生シートにより養生を行ってから、使用者の責任において実施してください。
3. 施工品、商品、什器等の搬入、搬出は、指定の地下1階搬入搬出口をご使用ください。なお、近隣の迷惑となる周辺道路等への路上駐車や違法駐車等は固くお断り致します。
4. 施工物、持込器具、ポスター、看板類の設置にあたっては強風にも耐え得よう行ってください。ご使用者側の管理の下、終了後はすみやかに撤去願います。
5. 終了後は、使用者側において清掃しゴミはお持ち帰りください。
6. 付帯設備等をご使用の場合、担当者の指示に従い所定の収納スペースに片付けてください。
7. 入場者の受付、人員整理、誘導、会場の警備整理、盗難、事故防止は使用者側で行ってください。施設使用にともなう、人身事故および展示物等の盗難破損事故に関して、当施設は一切の責任を負いません。
8. ご使用期間中、責任者は必ず会場に常駐してください。
9. 使用者はあらかじめ避難経路・消火栓・消化器の位置を確認し非常事態に備えてください。
10. 使用を終了したときは、当施設を原状回復していただきます。施設使用承認の取り消しや施設使用中に使用停止を受けた場合も同様とします。
11. 恵比寿ガーデンプレイスは複合施設のため、非常放送が連動して鳴動する場合がございます。予めご了承ください。
12. その他施設使用に関しては、当施設担当者と協議、相談の上、その指示に従ってください。

この使用規則は、令和3年4月に設定したもので、記載内容は予告なく変更される場合がございます。予めご了承ください。